

令和2年4月10日

各保護者様

三田市教育委員会
ゆりのき台中学校長 大野正人

緊急事態宣言を踏まえた春季休業明けの対応について

4月7日に三田市教育委員会より、「三田市立学校の春季休業明けの対応について(お願い)」を配付させていただきましたが、7日夜に兵庫県を含む地域に政府より緊急事態宣言が発令されました。

つきましては、5月6日(水)までの休校期間中の対応について、変更点等を下記の通り連絡させていただきますので、ご理解ご協力をお願いします。

なお、感染状況に伴い更に変更する場合は、改めて連絡させていただきます

記

1 登校日について

(1) 登校日

4月17日(金)、4月24日(金)、5月1日(金)

(2) 登校時間

8時30分

(3) 下校時間

11時00分

(4) その他

- ① 授業は実施せず、学習課題の提示や学習状況、健康状態の確認などを行います。
- ② 咳エチケットの要領でマスクを着用して下さい。また、健康観察カードを持参して下さい。
- ③ 登校日を「授業日」とはしません。
- ④ 感染の不安・心配を理由に登校できない場合は、課題の指示等の方法について配慮しますので、学校までご相談下さい。

2 学習支援について

学習に著しい遅れが生じることがないように、教科ごとに次の家庭学習を課し、登校日を利用した進捗状況の確認や添削指導等を行います。

- ・ 1年：中学校生活について(作文)、教科によって課題(別紙掲載)
- ・ 2年、3年：各教科からの教材の配布(別紙一覧表あり)

3 臨時休業中の健康管理等について

- (1) 臨時休業期間中は、学校以外の公園での運動等を除く、不要不急の外出を控えてください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症が疑われる発熱等の症状がある時は、帰国者・接触者相談センターに相談し、その指示内容に基づき、電話で連絡をしたうえで、受診してください。
- (3) 臨時休業期間中に、発熱等の症状があり、受診した場合は、学校に連絡してください。
- (4) 毎日の検温等により健康管理をお願いします。

4 特例登校及び放課後児童クラブと連携した児童の預かりについて
各小学校への申請に基づいて予定通り実施します。

5 中学校の部活動について
活動なし

6 その他
必要な情報を学校ホームページ等により発信しますので、確認するようお願いいたします。